

主任技術者制度の解釈及び運用（内規）の一部を改正する案

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認、<u>規則第52条第3項の承認及び規則第52条第4項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。</u></p> <p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、(1)の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第4項ただし書の承認についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) 発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧170,000ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への電気主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であって、複数の発電機を一体と</p>	<p>電気事業法（昭和39年法律第170号。以下「法」という。）第43条第1項の選任、法第43条第2項の許可、電気事業法施行規則（平成7年通商産業省令第77号。以下「規則」という。）第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備に行う主任技術者の選任、規則第52条第2項の承認及び規則第52条第3項ただし書の承認について、下記のとおり解釈及び運用方針を定め運用することとする。</p> <p>1. 法第43条第1項の選任については、次のとおり解釈する。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (1) ②の受託者が、当該自家用電気工作物の維持や管理の主体であって、当該自家用電気工作物について法第39条第1項の義務を果たすことが明らかな場合は、受託者を設置者とみなし、当該受託者（以下「みなし設置者」という。）が主任技術者の選任を行うことを認める。また、(1)の規定は、主任技術者を選任するみなし設置者に準用する。この場合において、(1)中「設置者」とあるのは「みなし設置者」と読み替えるものとする。</p> <p>なお、この取扱いは、法第43条第2項の許可並びに規則第52条第2項及び第3項ただし書の承認についても、同様とする。</p> <p>2 (略)</p> <p>3. 規則第52条第1項の表第6号に掲げる事業場又は設備（以下「事業場等」という。）に行う主任技術者の選任は、次のとおり解釈する。</p> <p>発電所、変電所、需要設備又は送電線路若しくは配電線路を管理する事業場（以下3.において「被統括事業場」という。）を直接統括する事業場（以下3.において「統括事業場」という。）のうち、自家用電気工作物であって電圧170,000ボルト未満で連系等する風力発電所、太陽電池発電所、水力発電所又はこれらを系統に連系するための設備への主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。</p> <p>なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上（風力発電所であって、複数の発電機を一体として運用する事業場等は1とみなす。）となる場合は、</p>

して運用する事業場等は1とみなす。)となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①～④ (略)

(2) 自家用電気工作物である水力発電所の統括事業場へのダム水路主任技術者の選任は、次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、被統括事業場のうち、発電所の数が7以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

① 統括事業場において、保安組織が次に掲げる要件の全てに適合すること。

イ 設置者等の中から、被統括事業場の規模に応じた知識及び保安経験を有する者を、統括事業場に確保していること。

ロ 被統括事業場の保安管理業務の実施計画に基づいた人員数を、統括事業場に確保していること。ただし、設置者等以外の者から確保するときは、保安管理業務の遂行上支障が生じないようにその業務内容を契約において明確にしなければならない。

ハ 統括事業場は、被統括事業場を遠隔監視装置等により監視を行い、異常が生じた場合に保安組織に通報する体制を確保していること。

ニ 保安組織が通報を受けた場合において、事態の緊急性により必要と認めるときは、速やかに統括事業場において保安管理業務を指揮するダム水路主任技術者(以下3.において「統括ダム水路主任技術者」という。)に通報できる体制を確保していること。

ホ 異常が生じた場合において、緊急の対応が必要なときは、夜間、休日等であっても常に、統括ダム水路主任技術者の指示の下に適切な措置を行う体制を確保していること。

ヘ 設置者は、保安管理業務の遂行体制を構築し、また、統括ダム水路主任技術者による保安管理業務の内容の適切性及び実効性を確認するために、あらかじめ定められた間隔で、保安管理業務のレビューを行い、必要な場合には適切な改善を図ること。

② 統括ダム水路主任技術者として選任しようとする者が次に掲げる要件の全てに該当すること。

イ 第1種ダム水路主任技術者免状又は第2種ダム水路主任技術者免状の交付を受けていること。

保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①～④ (略)
(新設)

<p>ロ 保安組織において実効性のある監督及び管理ができること。</p> <p>ハ 異常が生じた場合において通報を受けた場合には、現場の状況に応じた確認や保安組織へ指示を行うなど適切な措置をとることができること。</p> <p>③ 統括ダム水路主任技術者の執務の状況が次に掲げる要件の全てに適合すること。</p> <p>イ 原則として、統括事業場に常駐すること。</p> <p>ロ 被統括事業場は、同一水系又は近傍水系であって、かつ、統括事業場から2時間以内に到達できる場所にあること。</p> <p>ハ 統括ダム水路主任技術者がやむを得ず勤務できない場合に備え、あらかじめ統括ダム水路主任技術者と同等の知識及び経験を有する代務者を指名しておくこと。</p> <p>④ ①～③に係る事項が保安規程に適切に反映されていること。</p> <p>4. 規則第5 2条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(法人のマネジメントシステム)</p> <p>(2) 規則第5 2条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。</p> <p>① 保安業務従事者は規則第5 2条第2項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下本項において「法人」という。）の役員又は従業員であること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)</p> <p>(5) 規則第5 3条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他の必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。</p> <p>① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維</p>	<p>4. 規則第5 2条第2項の承認は、次の基準により行うものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(法人のマネジメントシステム)</p> <p>(2) 規則第5 2条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。</p> <p>① 保安業務従事者は規則第5 2条第2項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下「法人」という。）の役員又は従業員であること。</p> <p>②～④ (略)</p> <p>(3)・(4) (略)</p> <p>(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)</p> <p>(5) 規則第5 3条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他の必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。</p> <p>① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維</p>
---	--

持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる基本原則の全てに従って行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。）を行う。

ホ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）（以下「報告規則」という。）に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

（連絡責任者の選任）

（6）規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第2項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあつては2.（1）②イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

（7） (略)

（過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置）

（8）申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域（以下「過疎地域」という。）、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域（以下「離島振興対策実施地域」という。）又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島（以下「離島」という。）に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

（9） (略)

持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる基本原則の全てに従って行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 電気管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、設置、改造等の工事期間中（以下単に「工事期間中」という。）の点検、月次点検（規則第53条第2項第5号に基づき委託契約書に頻度を定める点検であって、設備が運転中の状態において行うものをいう。以下同じ。）及び年次点検（主として停電により設備を停止状態にして行う点検をいう。以下同じ。）を行う。

ホ (略)

②～⑤ (略)

⑥ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ～ハ (略)

ニ 電気関係報告規則（昭和40年通商産業省令第54号）に基づく事故報告を行う必要がある場合は、電気管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

（連絡責任者の選任）

（6）規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第2項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者（設備容量が6,000キロボルトアンペア以上の需要設備にあつては2.（1）②イからホまでに掲げる者と同等以上の知識及び技能を有する者）が選任されていることとする。

（7） (略)

（過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置）

（8）申請に係る自家用電気工作物が過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）第2条第1項に規定する過疎地域、離島振興法（昭和28年法律第72号）第2条第1項の規定により指定された離島振興対策実施地域又は沖縄振興特別措置法（平成14年法律第14号）第3条第3号に規定する離島に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

（9） (略)

<p>5. <u>規則第52条第3項の承認は、次の基準により行うものとする。</u> <u>(承認の対象となる水力発電所)</u> (1) <u>水力発電所に係る規則第52条第3項の承認は、水路式発電所（工業標準化法（昭和24年法律第185号）に基づく日本工業規格B0119（2009）において定められた水路式発電所をいう。）であって、かつ、ダム基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル未満のものについて行うものとする。</u> <u>(個人事業者の兼業等)</u> (2) <u>規則第52条の2第1号ホについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査するとともに、個人事業者が他に職業を有している場合には審査にあたり特に慎重を期することとする。</u> <u>(法人のマネジメントシステム)</u> (3) <u>規則第52条の2第2号ニについては、保安管理業務の計画的かつ確実な遂行に支障が生じないことを担保するため、保安管理業務の内容の適切性及び実効性について厳格に審査することとする。承認にあたっては、次の項目の全てが満たされていることを要することとし、これらの項目については、法人の社内規程等に明確かつ具体的に規定されており、点検を含む保安管理業務の適切な実施に確実に反映されることが担保されていることを要することとする。</u> ① <u>保安業務従事者は規則第52条第3項の承認の申請に係る委託契約の相手方の法人（以下本項において「法人」という。）の役員又は従業員であること。</u> ② <u>法人は、保安管理業務の遂行体制を構築し、保安業務担当者が明確な責任の下に保安管理業務を実施すること。また、あらかじめ定められた間隔で保安管理業務のレビューを行い適切な改善を図ること。</u> ③ <u>保安業務担当者は、保安管理業務以外の職務（電気工作物の保安に関するものを除く。）を兼務しないこと。</u> ④ <u>保安業務担当者は事業場の点検を自ら行うこと。ただし、保安業務担当者が保安業務従事者に事業場の点検を行わせる場合は、次に掲げる全ての要件に該当すること。</u> イ <u>保安業務担当者が自らの職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者に適切に指示して点検を行わせるとともに、点検の結果に関する報告が当該保安業務従事者からの的確に</u></p>	<p>(新設)</p>
--	-------------

行われる体制となっていること。

ロ 保安業務担当者が点検を指示した保安業務従事者との業務の分担内容が明確になっていること。その際、保安業務担当者が自らは保安業務従事者の監督を行うこととして、事業場の点検の大部分を保安業務従事者に行わせるなど、自ら実施する保安管理業務の内容が形式的なものとなっていないこと。このため、保安業務担当者に係る勤務体制等について厳格に審査を行う。

ハ 特定の保安業務従事者に著しく偏って点検を行わせることとなっていないこと。このため、保安業務従事者が保安業務担当者から指示を受けて点検する事業場については、告示の値を当該保安業務担当者から職務上の指揮命令関係にある保安業務従事者の総数で除した値又は告示の値に0.2を乗じた値のいずれか小さい方の値を超えないこと。

ニ 保安業務従事者は、複数の保安業務担当者から点検の指示を受けないこと。

(法人の保安業務担当者等の明確化)

(4) 規則第53条第2項第2号については、委託契約書に保安業務担当者を明確にする旨が記載されており、かつ、保安業務担当者等の氏名及び生年月日並びに主任技術者免状の種類及び番号が委託契約書の別紙等で定められていることを要することとする。

(委託契約書に明記された者による保安管理業務の実施等)

(5) 規則第53条第2項第5号の「電気工作物の工事、維持及び運用の保安に関し、設置者及び委託契約の相手方の相互の義務及び責任その他必要事項が委託契約に定められていること」は、次に掲げる全ての事項を委託契約書等から確認できることとする。

① 外部委託に係る自家用電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安の確保を、次に掲げる全ての基本原則に従って行うこと。

イ ダム水路管理技術者又は保安業務担当者等（以下「ダム水路管理技術者等」という。）が、保安規程に基づき、保安管理業務を自ら実施する。

ロ 設置者が、事業場において保安管理業務を行う者と面接等を行い、その者が委託契約書に明記されたダム水路管理技術者等であることを確認する。このため、ダム水路管理技術者等が、事業場における保安管理業務を行う際に、その身分を示す証明書により、自ら

が委託契約書に記されたダム水路管理技術者等であることを設置者に対して明らかにする。ただし、緊急の場合は、この限りでない。

ハ 設置者が、保安管理業務の結果についてダム水路管理技術者等から報告を受け、その記録（当該業務を実施したダム水路管理技術者等の氏名を含む。）を確認及び保存する。

ニ ダム水路管理技術者等が、自家用電気工作物の技術基準への適合状況を確認するため、工事期間中の点検、月次点検及び年次点検（主として発電設備を停止状態にして行う点検をいう。以下本項において同じ。）を行う。

ホ ダム水路管理技術者等が、工事期間中の点検、月次点検、年次点検、6カ年点検、不定期点検又は臨時点検の結果から、技術基準への不適合又は不適合のおそれがあると判断した場合は、修理、改造等を設置者に指示又は助言する。

② 月次点検を、次に掲げる要件の全てに従って行うこと。

イ 外観点検を、（イ）に掲げる項目について、（ロ）に掲げる設備等を対象として行う。

（イ）点検項目

（a）水力設備の亀裂、変形、腐食、摩耗及び劣化等の状況

（b）水力設備等の漏水及び湧水等の異常の有無

（c）水力設備の損傷等を引き起こすおそれのある事象として周辺地山の崩壊及び崩壊のおそれの有無

（ロ）対象設備等

（a）ダム

（b）取水口、取水ゲート

（c）沈砂池

（d）除塵機、スクリーン

（e）導水路

（f）水槽

（g）水圧鉄管

（h）水車

（i）周辺地山

（j）（a）～（h）に付属する測定装置及び警報装置並びに（i）の状況を監視するための装置

ロ 上記②イの点検のほか、設置者及びその従事者に、日常巡視等において異常等がなかったか否かの問診を行い、異常があった場合に

は、ダム水路管理技術者等としての観点から点検を行う。

- ③ 年次点検を、月次点検に係る②の要件に加え、次のイ及びロに掲げる要件に従って行うこと。

イ 1年に1回以上行う。

ロ 次の（イ）及び（ロ）に掲げる項目の確認その他必要に応じた測定・試験を行う。

（イ）ダムの可動堰、取水ゲート等の可動部が正常に動作すること。

（ロ）取水ゲートを閉めることにより、発電用水が遮水され、水車及び発電機が正常に停止すること（入口弁が正常に閉止することを含む。）。

- ④ 6カ年点検として、露出した水圧鉄管の板厚測定を6年に1回以上行うこと。

- ⑤ 不定期点検として、露出した水圧鉄管の振動測定を必要に応じ行うこと。

- ⑥ 臨時点検として、台風、豪雨、地震、雪等の発生後の水力設備の点検を必要に応じ行うこと。

- ⑦ 工事期間中は、上記②イに定める外観点検を行い、自家用電気工作物の施工状況及び技術基準への適合状況の確認を行うこと。

- ⑧ 事故又は故障発生時に、次のイからニまでに掲げる処置を行うこと。

イ 事故又は故障の発生や発生するおそれの連絡を設置者又はその従業者から受けた場合は、ダム水路管理技術者等が、現状の確認、取水停止等に関する指示を行う。

ロ ダム水路管理技術者等が、事故又は故障の状況に応じて、臨時点検を行う。

ハ 事故・故障の原因が判明した場合は、ダム水路管理技術者等が、同様の事故・故障を再発させないための対策について、設置者に指示又は助言を行う。

ニ 報告規則に基づく事故報告を行う必要がある場合は、ダム水路管理技術者等が、設置者に対し、事故報告するよう指示を行う。

（連絡責任者の選任）

（6）規則第53条第2項第5号の「その他必要事項」は、規則第52条第3項の承認を受けようとする者が当該事業場について、電気工作物の工事、維持及び運用に関する保安のため必要な事項を委託契約の相手方に連絡する責任者が選任されていることとする。

（事業場への到達時間）

（7）規則第53条第2項第6号中の「遅滞なく到

達」とは、水力発電所が同一水系又は近傍水系にあり、かつ、2時間以内に到達することを要することとする。

(過疎地域等の自家用電気工作物に対する措置)

(8) 申請に係る自家用電気工作物が過疎地域、離島振興対策実施地域又は離島に設置される場合には、当該申請の審査に当たっては保安管理業務の円滑かつ適切な実施に支障が生じないよう配慮することとする。

6. 規則第52条第4項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

①～⑤ (略)

(略)

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

なお、兼任させようとする水力発電所のダムの基礎地盤から堤頂までの高さが十五メートル以上となる場合又は兼任させようとする事業場若しくは設備が6以上となる場合は、保安管理業務の遂行上支障となる場合が多いと考えられるので、特に慎重を期することとする。

①・② (略)

③ 兼任させようとする水力発電所が、既に選任されているものと同一水系又は近傍水系にあり、かつ、兼任させようとする者が常時勤務する事業場又はその者の住所から2時間以内に到達できるところにあること。

④ (略)

(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表第5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条第4項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

①～⑤ (略)

5. 規則第52条第3項ただし書の承認は、次の基準により行うものとする。

(1) 電気主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

①～⑤ (略)

(略)

(2) ダム水路主任技術者に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

①・② (略)

③ 兼任させようとする水力発電所が、既に選任されているものと同一水系又は近傍水系にあること。

④ (略)

(3) ボイラー・タービン主任技術者(規則第52条第1項の表第5号の事業場に選任されるものに限る。)に係る規則第52条第3項ただし書の承認は、その申請が次に掲げる要件の全てに適合する場合に行うものとする。

①～⑤ (略)